

連帯保証契約書

債権者 西都市（以下「甲」とする。）と連帯保証人（以下「乙」とする。）とは、主たる債務者 **奨学生氏名**（以下「丙」とする。）の甲に対する国際交流資金貸付に係る債務につき、次のとおり連帯保証契約を締結する。

第1条（主債務の確認）

甲は乙に対し、本契約締結日現在、丙の甲に対する主債務（以下「本件主債務」とする。）が次のとおりであることを確認する。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 元金 | 円 |
| (2) 利息 | 丸山国際交流資金貸付基金条例第8条第1項に定める額 |
| (3) 元金返済期限 | 丸山国際交流資金貸付基金条例第8条第2項に定める日 |
| (4) 遅延利息の利率 | 丸山国際交流資金貸付基金条例第8条第3項に定める利率 |
| (5) 利息等支払日 | 別に定める日 |

第2条（連帯保証）

乙は甲に対し、本件主債務について丙と連帯して保証する。

第3条（主張の制限）

乙は甲に対し、次の事由をもって本件主債務の全部若しくは一部の弁済を免れ、又はその弁済を拒絶することはできない。

- 甲が丙に対し催告をしていないこと。
- 丙が資産を有し、同資産に対する執行が容易であるのに甲が強制執行をしていないこと。
- 甲が丙に対してのみ催告、通知等をなし、乙に対してそれをしていないこと。

第4条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所を宮崎地方裁判所と定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和 ○年○月○日

甲 西都市聖陵町二丁目一番地
西都市長

乙 西都市○○○○

○○○○ 印